

羽生市

ぎかいだより

No. 255

発行日／2026年(令和8年)9月15日

編集／議会広報委員会

発行／羽生市議会



ムジナモ自生地見学会(7月・8月開催 参加者46名)

令和8年6月定例会

- 市長の所信表明と主な質疑
- 一般質問に11人が登壇
- 補欠選挙で新議員誕生

羽生市議会のホームページを開設しています。

羽生市議会

検索

こちらの二次元コードからでも▶



6月定例会

斎藤市長の所信表明と 主な質疑



所信表明を行う斎藤市長

令和8年6月定例会は、7月2日から7月23日までの22日間の会期で行われました。

今定例会では、市長の所信表明が行われたほか、羽生市長の給料の特例に関する条例など17議案が上程され、いずれも原案のとおり可決、承認、同意されました。

市長の所信表明の要旨及び7人の議員によって行われた質疑は次のとおりです。

所信表明(要旨)

誰もが安心して暮らし、未来に希望を持てるまち、子どもたちの笑顔が溢れ、活気と魅力に満ちた羽生市を創り上げるため、3つの基本方針と重点政策のもと情熱を持って市政運営に取り組んでいきます。

第1の方針

『市民目線のまちづくり』

地方自治の目的は「住民福祉の向上」であることから、まちづくりは市民の声を出発点にする必要があります。そのため、月に1度「タウンミーティング」を開催し、市民と直接対話する場を設けます。これまで行政の声が届きにくかった若者や子どもたち、障がいを持った方など、多様な

背景を持つ方々とも対話を重ね、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

第2の方針

『市政の見える化と情報発信の強化』

市民に信頼していただき、主体的にまちづくりに参加してもらうため、情報公開とコミュニケーションの強化に努めます。「羽生市公式LINE」をはじめとするデジタルツールの活用、さらにはDXの推進により、必要な情報を、必要な方へ、確実に届ける仕組みを構築します。

第3の方針

『時代に対応した持続可能なまちづくり』

デジタル技術の飛躍的な進化やグローバル化、地球温暖化に伴う環境の激変など、これまでと同じ対応だけでは、複雑化する地域の課題に対応

することは困難です。現状を問い直し、施策の効果を客観的に検証しながら、柔軟に軌道修正を図っていくことに努めます。また、持続可能なまちづくりのため、前例を参考にしつつも捉われることなく、長期的なビジョンと計画に基づいて、羽生市全体の「まちづくりの底上げ」を図ります。

重点政策

・安心して産み、学ぶ力を育むまちの実現

教育と子育てへの投資を最優先課題として位置づけ、他市に負けない手厚い支援を展開していきます。特に「0歳から2歳児の保育料無償化」については、来年度からの実施に向けて着実に準備を進めていきます。また、小さな子どもたちと安心して過ごせる居場所の拡充や、多世代が交流できるコミュニティのサポート、教育予算の充実を通じて、地域全体で子どもたちを育む社会を築いていきます。

・移動の不便の解消

市民意識調査において「住

みにくい」と回答した方の半数以上が「交通の便が悪い」という理由を挙げています。多角的な調査を行い、あらゆる交通手段や選択肢を排除せず検討を進めていきます。

・小中学校の体育館へのエアコンの設置

年々気温が上昇し、熱中症のリスクから、夏の間は体育館ができない、部活が制限されるなどの状況が続いています。防災対策、また教育環境向上のため、エアコン設置を速やかに進めていきます。

・働く場と賑わいの創出による定住促進

羽生市の地場産業や市内企業のPRを積極的に行い、若い世代の雇用がさらに進むよう取り組んでいきます。

・市長給料の50%削減

公約である市長の給料50%削減を行い、子育て支援や福祉など、未来の羽生市のために必要な住民サービスへと循環し、市民へ還元します。



質 疑

質疑（小川明彦 議員）

「移動の不便の解消」について、のりあいタクシーの現状と課題を伺う。

答弁

のりあいタクシーは、令和7年4月より全市民を対象に5台の車両体制で運行しており、全車両とも1か月あたり250名程度の利用がある。主な課題は、利用者数の伸び悩みや、運行日・運行時間の見直し、予約方法の改善等が挙げられる。まずは、認知度の向上を図ることが重要と考えており、ホームページの充実を図るとともに、いきいきサロンや高齢者大学など、地域に足を運んで対話を通じた啓発活動を強化していきたい。また、市民のライフスタイルに寄り添った、持続可能な交通手段となるよう、今後検討を重ねていきたい。

質疑（昆 佳子 議員）

「0歳から2歳児の保育料無償化」について、財源の確保と実施までの具体的な計画について伺う。

答弁

保育料無償化の費用については、約9千万円を見込んでいる。国や県の補助制度などを最大限活用するとともに、事業の優先順位の見直しなども含め、財源の確保に努めていきたい。また、無償化にあたっては、市内民間保育事業者との協力、市民や保護者への周知、条例等の整備などを行う必要がある、これらを適切な時期に実施していく予定である。

質疑（川田真也 議員）

「タウンミーティング」について、テーマや参加対象者の決定方法を伺う。

答弁

テーマについては、市政の課題や、その時々々の行政課題、市民の関心が高いテーマなどを踏まえ、決定していく予定である。また、参加対象者については、広く市民を対象とする場合のほか、テーマに応じて子育て世代や若者、高齢者、事業者、地域で活動している方など、より活発な意見交換ができる対象を設定することも必要であると考えている。多様な立場の市民の声を

直接聴き、その意見を市政運営に生かしていくことを基本に、テーマや参加対象者を柔軟に決定していきたい。

質疑（田口さとる 議員）

「時代に対応した持続可能なまちづくり」について、経済、農業、開発に関する具体的な施策はないのか伺う。

答弁

「経済」に関しては、地場産業の活性化と中小企業の支援が重要と考え、藍染をはじめとするアパレル産業の価値を高めるため、インバウンド需要の取り込みや海外市場への展開、異業種とのコラボレーションなどによる新たな販路開拓を後押ししていきたいと考えている。「農業」に関しては、引き続き農地の有効利用を図りつつ、農家等への支援に取り組み、異業種間との連携による6次産業化や、地場産品のPRなどを積極的に行うことで、羽生産品の価値を高め、農業経営の安定化と更なる担い手の農業参入を進めていきたいと考えている。「開発」に関しては、新たな産業団地の整備や学校跡地など公共施設跡地利活用などについて、環境整備に努めていきたいと考えている。

て、環境整備に努めていきたいと考えている。

質疑（中島直樹 議員）

所信表明において、選挙で掲げた具体的な公約などに全く触れられていない理由を伺う。

答弁

所信表明では、市政運営に對する所信の一端を伝えたもので、選挙戦で掲げた数多くの項目は、羽生市の未来を切り拓くための大切な約束であると認識している。その約束をどう実行していくのかということを、3つの基本方針でしっかりと伝えたものである。また、具体的な項目を絞った理由は、市民から特に多く寄せられた課題に、まずはしっかり臨んでいきたいという考えからである。所信表明の重点政策を軸にしつつ、残る公約に関しても財源の裏付けや実行スケジュールを精査し、具体的な政策へと昇華させていきたいと考えている。

質疑（駒宮圭吾 議員）

「安心して産み、学ぶ力を育むまち」について、住民登録があれば外国籍も対象とするのか伺う。

答弁

国籍を問わず、羽生市に住民登録がある方は、羽生市民であるので対象となる。

質疑（小林誠弥 議員）

「市政の見える化と情報発信の強化」について、分かりやすく報告する機会を増やす方法について伺う。

答弁

単に情報発信の回数を増やすということではなく、市民が必要となときに、必要な情報へ確実にたどり着ける環境を整えることや、市政の意思決定や事業の進捗を分かりやすく共有することなどを目的とするものである。特に市政の透明化を高めるため、市の財政状況や主要事業の進捗については、市のホームページ等で分かりやすく確認できる仕組みづくりが必要であると考えている。今後、市ホームページを見直すとともに、公式LINEでの定期発信や、タウンミーティングでの説明、出前講座の活用などを組み合わせ、市民にとって分かりやすい市政の見える化を進めていきたい。

市政に 対する 一般質問

そこが…
聞きたい



※一般質問の様子は、インターネット録画配信をしています。
掲載されている二次元コードから、当該議員の動画をご覧いただけます。

●質問 次の点について伺う。
①羽生市のふるさと納税の現状
②返礼品の充実
③制度の課題と今後の方向性
・答弁（経済環境部長）
①受入額と受入件数の推移は、令和3年度が1億4,083万2,800円で7,750件、令和7年度は4億5,995万5,500円で3万1,938件である。
市民税控除額と控除対象者数の推移は、令和3年度が5,124万2,343円で1,272人、令和7年度は1億969万9,984円で2,838人である。



返礼品で人気の「いちごのあまりん」

ふるさと納税について

口」などが人気である。
新たな返礼品の開発では、事業者と連携しながら、品質向上やパッケージデザインの改良、定期便などにも取り組んでいる。返礼品の登録は事業者の売上や販路拡大につながるほか、地場産品の認知度向上にも寄与しており、地域経済を支える重要な取り組みとなっている。
③全国的な返礼品競争が激しさを増し、他自治体への寄附による税収の流出増加が財政を逼迫させる要因になることから、寄附を集め続けなければならない。また、定期的な国の見直しにより、規制が強化された際には、事業者の理解を得ながら柔軟に対応しなくてはならないことが本制度の課題である。
本制度は自主財源を確保する仕組みであると同時に、地域産業の振興や関係人口の創出・拡大など地域経済の活性化につながる重要な地域戦略である。事業者と力を合わせ、魅力ある返礼品の充実と効果的な情報発信により、地域ブランド力の向上を図っていきたいと考えている。

新議員の紹介

5月24日執行の羽生市議会議員補欠選挙において、駒宮圭吾氏、小川明彦氏が当選されました。

6月定例会において、次のとおり議席の指定、常任委員の選任が行われました。

○駒宮圭吾 議員

議席番号 1番

常任委員会 総務文教委員会



○小川明彦 議員

議席番号 2番

常任委員会 総務文教委員会





おのだ かずお
小野田 和男 議員



団体への補助金は

・質問 次の点について伺う。

- ①補助金交付基準
- ②補助金交付団体からの収支報告書等の確認
- ③令和2年度と令和7年度の補助金交付額の相違
- ④補助金交付団体の事務局を市が担っていることについて
- ⑤今後の補助金見直しの方向性

・答弁（企画財務部長）

- ①平成23年10月に策定した「羽生市補助金等交付基準」では、補助金等に係る事業、団体活動の計画または実績等に基づき、「公益性」「必要性」「有効性」「公平性」「適格性」の5つの基準により、個別に判断するものとしている。

②担当課において、補助対象事業が交付目的に沿って実施されているのか、補助対象経費の支出内容が適正であるのかなどを確認している。

③事業内容や事業規模の変化、団体の活動実績や収支状況などを踏まえ、各年度の補助金交付額が見直されていることから、相違が生じている。

④団体は自主性・自立性を持って運営するのが理想であり、事務局を市が担うことは望ましい形ではない。そこで、団体の事務局、資金管理事務



に関しては、団体に返還し、または団体による管理へ移行することを原則としたうえで、法令等により市が事務局を担うことが定められ、市が

公務の一環として行うことの公益性・合理性が明確な団体については、市の関与はやむを得ないものと評価し、監査体制の強化や、通帳・印鑑等の分離管理の徹底等を行うこととしている。

⑤「羽生市補助金等交付基準」の改訂に着手するとともに、各団体の担当課と連携を図り、活動実態等を十分に把握したうえで、補助金の必要性や適切な規模等について、個別具体的に精査していく予定である。



こばやし たかや
小林 誠弥 議員



はにゅうスポ・レクフェスタの充実を

・質問 はにゅうスポ・レクフェスタをより良い事業にするため、次の点を伺う。

- ①参加者数の推移と成果分析
- ②イベント内容の充実による参加促進
- ③今後の方向性

・答弁（生涯学習部長）

- ①来場者は、令和5年度が約

700名、令和6年度が約1,000名、令和7年度が約2,000名と、増加傾向にある。また、来場者のアンケート結果において、90%以上の方から良い評価があったことから、多くの方が満足するイベントになっているものととらえている。さらに、出展団体から



はにゅうスポ・レクフェスタ

は、イベント開催後に新規加入者があったとの報告もあり、少しずつではあるが、市民がスポーツ活動を行うきっかけづくりとしての成果が表れているものと認識している。

②イベント内容について、プロスポーツチームや民間企業などとの、様々なつながりを生かすことが出来れば、さらに多くの子ども達や、幅広い年代の方々にも楽しんでいただけ、さらなる充実につながるものと考えている。今後は、出展団体との調整を図り、新たな種目のスポーツ・レクリエーションが体験できるブースの出展や、プロスポーツチームとの連携協定を活用したブース運営など、来場者が増えるよう努めていきたい。

③来年度以降、来場者がより多くのブースを体験できるよう、オープニングセレモニーの簡素化や、イベント時間の延長など、体験時間の確保について検討していきたい。今後も、関係団体等の協力をいただきながら、より気軽に参加でき、楽しめる、市民に親しまれるイベントになるよう、内容を精査しながら、実施していきたいと考えている。

その他の質問
・羽生市が所有する高木の維持管理は

こまatsu けいご
駒宮 圭吾 議員

国保税滞納対策と

外国人対応は

・質問 外国人の国保税の滞納率は日本人よりも高い。そこで、次の点を伺う。

- ① 特別療養費資格確認書による滞納金回収の有効性
- ② 東京出入国在留管理局との連携
- ③ 滞納金の取り扱い

・答弁 ①健康福祉部長、②



③企画財務部長

① 特別療養費資格確認書の交付は、医療機関で医療費をいったん全額自己負担し、後日、申請により保険給付分の金額を滞納している国民健康保険税に充当するもので、税の納付を促す有効なものであると認識している。

② 国民健康保険税の徴収率が令和5年度をピークに落ち込んだため、市と東京出入国在留管理局とで国民健康保険税の滞納が悪質であると判断できる外国人滞納者に関する協力要請制度を構築し、情報共有を行うための取り組みを令和8年7月8日から開始した。また、令和9年6月から開始予定の情報連携では、外国人の収納状況に関する直近5年分の調定額や収納額等について連携することが想定されていることから、国の施策

において、より多くの情報提供が行なわれるものである。

③ 国民健康保険税の徴収が出来ず、未納となった金額は収入未済額となり、翌年度に繰り越され、滞納繰越分として特別療養費資格確認書とは特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を長期間滞納している世帯に交付されます。対象世帯には交付に向けた事前通知や納付相談を行い、それでもなお滞納が続くときに、特別療養費資格確認書が交付されます。

計上される。また、地方税法の規定により、5年の消滅時効や滞納処分執行停止が行なわれ、不納欠損として取り扱われる。

羽生市の国民健康保険制度では、回収の見込みがない額の穴埋めに、一般会計から繰り入れることはない。滞納により生じた欠損については、国民健康保険特別会計内において処理している。

その他の質問

・市内公共施設に設置されているEV充電器について

こん けいこ
昆 佳子 議員

シニアeスポーツの導入を

・質問 高齢者の健康づくりや介護予防の取り組みが進む中、全国の自治体では、ゲームを楽しむながら認知機能の維持やフレイル予防にもつながり、仲間との交流や社会参加を促す効果も期待されているシニアeスポーツを導入する動きが広がっている。そこ

で、シニアeスポーツに対する市の見解と導入の可能性について伺う。

・答弁 (健康福祉部長)

シニアeスポーツは、指先操作による脳の活性化や判断力の維持、さらには参加者同士の交流を通じた孤独感の解消に効果があるとされており、

り、介護予防・認知機能の向上・社会参加の促進に資する有効な手段の一つと認識している。

高齢者人口が増加する中、介護予防に向けた取り組みの充実が不可欠であることから、eスポーツを選択肢の一つとして導入を検討する余地は十分にあると考えている。機器の整備や操作支援の体制、安全面への配慮、費用対効果の検証といった課題を整理しつつ、その可能性を模索していきたいと考えている。

また、加須市の事例のように、大学との連携は専門的な知見に基づくプログラムの設計や効果検証、学生の支援体制の構築など、質の高い取り組みの実現になるものと考えている。本市でも「彩北未来プロジェクト」を活用した大

学との連携が可能なことから、導入を検討する際は、大学との連携も視野に入れていきたい。さらに、その他の大学等との連携については、情報収集していきたいと考えている。

高齢者が健康寿命を延ばし、生きがいをもって地域で活躍できる環境づくりに向け、シニアeスポーツの導入を検討していきたい。

その他の質問

・介護従事者の処遇改善と業務負担軽減の対策は





かわた しんや
川田 真也 議員



小中学校教育施設における 火災安全対策と避難誘導 体制の総点検を

●質問 次の点について伺う。

- ①避難計画と避難訓練
 - ②廊下が使えない場合の一時避難と救出
 - ③教室設備・電気機器等の安全管理と一斉点検
- 答弁(学校教育部長・消防長)
- ①市内小中学校では、国の計画等に基づき「学校安全計画」

および「危機管理マニュアル」、「避難訓練計画」を策定している。避難訓練は、避難経路が火元から遠くなるよう設定し、初期消火活動から通報、避難誘導までの流れを児童生徒と教職員とがそれぞれの視点で確認している。今回の東京都の火災を受け、普段

火の気のない場所についても、訓練に盛り込めるよう各学校と検討していきたい。

②廊下が使えない場合に備え、ベランダを通る避難経路を想定している学校もある。今後は「二次避難経路」の確保をマニュアルに明記することや、廊下が通行不能なケースを想定した訓練について、市消防本部と連携を図り、命を守る行動を研究していきたい。

また、的確な避難誘導と迅速な救助活動を確認に連携さ



せるためには、学校と消防とが互いの役割を理解し、平時からの合同訓練を積み重ねておくことが不可欠であることから、全小中学校を対象とした実践的な訓練ができるよ

う、連携を一層強化していきたい。

③各学校で毎月「安全点検日」を設定し、全教職員で校内の点検を実施している。また、東京都の火災を受け、6月24日に火器および電気製品のコンセントやプラグを含む点検、避難経路上の安全の確認、救助袋等避難器具についての使用方法を含む点検、放送設備の点検等の全校一斉の臨時安全点検を実施した。さらに、市消防本部の立ち入り検査も実施している。



なかじま なおき
中島 直樹 議員



行政情報の発信・ 伝達体制を強化すべき

●質問 行政のデジタル化が進む一方で、スマートフォン等を使いこなせない高齢者が、必要な行政情報や福祉サービスから取り残されてしまふ情報格差の解消や改善は、一刻を争う急務である。そこで、次の点を伺う。

- ①高齢者のデジタル機器の普及率と利用実態
 - ②今後の情報発信において、デジタルとアナログの最適バランスをどう構築し、高齢者の暮らしを守っていくのか
- 答弁(健康福祉部長)
- ①総務省が令和7年に実施した「通信利用動向調査」によると、モバイル端末(携帯電話・スマートフォン)の保有者の割合は、60歳代93・7%、70歳代82・3%、80歳以上54・7%となっている。また、利用実態として、インターネット利用者の割合は、60歳

代91・2%、70歳代71・9%、80歳以上37・1%、60歳以上のインターネットの利用目的は、電子メールの送受信が最も多く、次いでSNSや検索サービスの利用となっている。

②本市の情報発信については、デジタルかアナログかかのいずれか一方に置き換えるのではなく、情報の性質や緊急性、対象となる方の状況に応じて、複数の伝達手段を適切に組み合わせることが基本であると考えている。また、高齢者をはじめとする、スマー



トフォンなどの操作に不安がある方が、デジタル技術を利用できるようになるための支援も進めていく必要がある。

情報保障という観点からは、市が行政情報を発信したということだけではなく、その情報が必要な方に届き、内容を理解し、実際に制度の利用や必要な行動につながったかという視点が重要であると考えている。

その他の質問

・認知症高齢者等の徘徊・行方不明対策を強化すべき



田中 たくし
田中 たくる 議員

令和8年5月24日執行の 羽生市長選挙について

・質問 市長選挙の告示前に行われた様々な活動に対する市の認識について伺う。

・答弁(選挙管理委員会書記長)

選挙期間前における演説、ビラの頒布、ポスター掲示などの諸活動については、公職選挙法上『選挙運動』に当た

るのか、あるいは『政治活動』に当たるとは、その取り扱いが大きく異なってくる。『選挙運動』に関しては、公職選挙法において具体的定義はないが、過去の判例等により一般的に「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として、投票を勧誘する行為」を指す。これは告

示日から投票日の前日までに限り認められており、これに該当する行為を「告示前」に行うことは「事前運動」として禁止されている。

一方で、政党その他の政治団体、あるいは個人が、自らの政策の普及や党勢拡大、あるいは政治的理念の表明のために行う演説や、文書図画の配布などは『政治活動』と位置づけられており、原則として自由に行われるべきものとされている。

この『選挙運動』と『政治



活動」の境界線が極めて曖昧であることは選挙管理委員会としても認識しているが、当委員会には告示前の活動を個別に差し止める権限や、あら

はじめ違法と断定する権限は与えられていない。

したがって、選挙管理委員会の認識としては、告示前の諸活動が『政治活動』に当たるとは、『事前運動』に当たるとは、法令や過去の判例等に基づき、中立公正な立場で慎重に取り扱うべきものと考えている。その点において、今回の選挙ではその責務を果たしたものと認識している。

その他の質問

・羽生市の災害対応は



野中 のなか
野中 一城 議員

LINEを使った道路等損傷 通報システムの導入は

・質問 道路は、車や歩行者が安全で円滑に通行し、住民が快適な生活環境を確保できるように維持しなければなら

ない。そこで、次の点を伺う。
①道路、公園の修繕依頼件数
②LINEを使った道路等損傷通報システム導入の見解
・答弁(まちづくり部長)

①修繕の依頼件数、完了件数、未完了件数については、明確な集計を行っていないため把握していない。しかしながら、依頼件数の概ねの頻度は、道路は年間1,000件、1日に4件程度、公園は年間100件、週に2件程度の状況である。規模が大きく、対



応に高額な費用や期間を要するものを除き、簡易なものについては全て修繕が完了しているものと認識している。

②道路等損傷通報システムは、スマートフォンから24時間365日、いつでも市に通報できるため、職員によるパトロールだけでは発見しにくい損傷箇所の早期把握が可能となるほか、位置情報や写真データが送信されるため、現地確認の時間短縮につながり、修繕までの対応の迅速化が図られる。本市では、道路については、国土交通省が作成した「道路緊急ダイヤル#9910」により、市への通報を受けているが、道路や公園に関する修繕依頼のほとんどは、電話や対面が多く、職員が通報者とのコミュニケーションをとりながら、場

所や損傷程度などの情報を把握し、対応にあたっているのが現状である。

LINEを使ったシステムの導入は、市民との協働により効率的な道路維持管理を実現する有効なツールであると考えている。今後は、他市の運用状況や費用対効果、課題等を調査・研究し、本市にとって最適な通報システムが導入できるよう検討していきたい。

その他の質問

・「耳で聴くハザードマップ」の活用を



柳沢 暁 議員
やなぎさわ あきら

残骨灰に含まれる貴金属の

取り扱いについて

・質問 火葬および収骨後に残る残骨灰には、歯科治療等で用いられた金や銀などの有価物が含まれている。一部の自治体等では、これらの有価物を売却して斎場の維持管理費などの財源として活用している。そこで、次の点を伺う。

①現在の取り扱いについて

②貴金属売却の見解について

・答弁（総務部長）

①本市の斎場における残骨灰は、斎場を管理している指定管理者が専門業者に委託して適正に処理を行なっている。具体的には、引き渡しを受けた専門業者が残骨灰から貴金属等の分別作業を行い、埋葬

すべき残骨は、寺院等で丁寧に御供養のうえ、合同墓地に埋葬している。一方、分別された貴金属等は、資源として回収し、その収益を処理費用に充てるといった枠組みで、業務を遂行している。

②厳しい財政状況の中、新たな自主財源を確保し、火葬場の整備や広く市民福祉の向上に活用するという考え方は、持続可能な行政運営を行ううえで、重要かつ有効な視点であると認識している。一方で、残骨灰は故人のご遺骨に由来



羽生市斎場

するものであり、売却して市の財源とする取り扱いには、ご遺族をはじめとする市民の多様な受け止め方や懸念が存在するものと考えている。本市の残骨灰に含まれる貴金属の

取り扱いは、故人の尊厳が守られる枠組みや、ご遺族をはじめとする市民の心情等への十分な配慮方法などについて調査・研究するとともに、既の実施している自治体等の導入までのプロセスや取組内容、ご遺族とのトラブル事例の把握などに努め、導入についての検討を始めていきたい。

その他の質問

・メールでの通知による郵送費の削減について

・住宅用防犯カメラ補助金について



島村 勉 議員
しまむら つとむ

羽生市の主要施策に対する市長の考えは

・質問 次の点について伺う。

①今後単独行政でいくのか
②世界キャラクターさみっとin羽生を続けていくのか
③羽生インターチェンジ前の開発についての考えは

・答弁（市長）

①全ての行政分野を本市単独で処理するという方針は考え

ていない。広域連携においては、市民の安全・安心が確保されるのか、市民サービスが維持・向上するのか、行政運営の効率化が図られるのかなど、本市の地域特性や市民ニーズに適合するかといった観点から、判断していくべきものと認識しており、柔軟に

対応していきたいと考えている。

消防行政については、引き続き、今後の社会情勢や消防需要、国・県の動向等を踏まえ、市民の安全性のさらなる向上や、効率的な行財政運営という明確なメリットが市民

に確実に担保されると判断できる場合には、多角的な連携や共同運用の可能性を含め、最も効果的で持続可能な消防体制について柔軟かつ慎重に検討していきたい。

②一定の効果がある事業と認識している。一方、開催に対し賛否両論の意見がある事業とも認識している。市民等からの意見を参考に方向性を決定したいと考えている。

③現在、県で進めている「砂山地区調査業務」の進捗状況を見守りながら、羽生イン



ターチェンジ前開発については、地権者の意向がまとまり、整備主体や整備手法など、具体的な提案があった段階で、市として必要な支援、協力をしていく考えである。35年間進捗のないこの地域の開発については、その背景や全容を把握しきれていないのが現状である。この開発が、北荻島地区にとって、そして本市にとって実りある結果となるよう、状況をしっかり見極めながら方向性を定めていきたいと考えている。

羽生市長の給料の特例に関する条例・ 令和8年度一般会計補正予算^{など}

議案17件を審議

主な議案の提案内容は次のとおりです。
※審議結果は13ページをご覧ください。



市長提出議案

○議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
(1)令和7年度羽生市一般会計補正予算(第14号)

ふるさと応援寄附金について、年度末までに想定を上回る寄附があったため、令和8年3月31日付で9,571万円の増額補正をしたものです。

○議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(3)羽生市税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、令和8年3月31日付で軽自動車税の環境性能割に関する規定を削除したものです。また、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、要件の緩和、適用期間の延長等を行なったものです。

○議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(4)羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正に伴い、令和8年3月31日付でバリアフリー改修が行われた劇場等の減額割合に関する規定を新設したものです。

○議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(5)羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の改正に伴い、令和8年3月31日付で子ども・子育て支援納付金制度の開始に伴い賦課限度額および均等割額の軽減措置に関する規定を新設したものです。また、低所得者の課税に対する軽減措置の対象拡大を目的とした軽減判定所得の引き上げを行なったものです。

○議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算(第3号)

自治体情報システム標準化事業の減額や地域密着型サービス整備事業等の増額により1億6,265万5千円の増額補正をするものです。

・自治体情報システム標準化事業(△5,602万5千円)
令和8年度中のシステム標準化が困難となったため、システム標準化に係る経費を減額補正します。

○議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例

部活動の地域展開に向けた

課題に対応する検討委員会を設置するため、必要な事項を定めるものです。

○議案第36号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

小規模保育事業等において理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するものです。

○議案第39号 令和8年度羽生市一般会計補正予算(第4号)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施するため、1,520万円の増額補正をするものです。

・子育て応援ギフト事業

(520万円)

0歳児から2歳児までを養育している保護者等へ児童1人あたり5千円分のデジタルギフトを配布します。

・節電設備導入支援補助事業
(1,000万円)

節電効果の高い設備を市内事業所へ導入しようとする事業者に対し、補助金を交付します。

人事案件

○議案第40号 副市長の選任につき同意を求めることについて

副市長に、新たに原田透^{はらだ とおる}氏を選任するものです。

●副市長の選任に同意

市議会では、採決の結果、賛成多数で同氏を適任と認め同意しました。

なお、原田氏は7月23日付で市長から副市長に選任されました。

議員提出議案

○議案第3号 議案 羽生市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

議会での審議・審査を図り、市民の視点に立った透明性の高い行政執行の推進に資するため、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本計画の策定、変更又は廃止に関すること」を議決すべき事件に加えるものです。



議案に対する質疑

「議案に対する質疑」は、議会に上程された議案について質疑を行い、賛否の意思決定をするため議案の提出者に対し説明や考えを求めるものです。

今期定例会の主な議案質疑は次のとおりです。



○議案第32号 令和8年度
羽生市一般会計補正予算
(第3号)

道路新設改良事業

(1,150万円)

須影地内の交差点において、県が実施する通学路の安全を確保するための工事の費用を一部負担します。

質疑(島村 勉議員)

事業の詳細と事業費の総額は。

答弁(まちづくり部長)

実施箇所は、県道と市道が交差する須影小学校正門南側のT字路の交差点の歩道部分である。歩道を拡幅し、あわせて横断歩道の横断時に安全に信号待ちができる空間を確保し、緑色に路面を着色した「通学路グリーンスポット」を整備するもので、県が一括して施工する。なお、事業費の総額は、2,850万円である。

生活保護判決対応給付事業

(4,423万円)

新たな生活保護基準に基づき、対象者に遡及して追加給付します。

質疑(駒宮圭吾 議員)

遡及支給はセーフティネットの機能として適当であるか。

答弁(健康福祉部長)

生活保護基準のうち、平成25年から実施された生活扶助基準の引き下げについて、令和7年6月に最高裁判所において違法判決が確定した。これを受け、国が新たな基準を設定し、従来の基準との差額分を当時の受給者に支給することを決定したものである。今回の遡及支給は、生活保護の支給決定事務が、国が全国一律の基準を定め、自治体はそれに従って事務を執行する法定受託事務であるという性質上、自治体としてその是非

を評価する立場にはない。市としては、国が定めた基準に従い、本件事務を迅速かつ確実に執行する。

PMH医療費助成対応システム改修等

(921万4千円)

デジタル庁のシステムと連携することで、医療機関等で受給者証の提示がなくても助成制度が利用できるようシステム改修を行います。

質疑(野中一城 議員)

PMH医療費助成システムの詳細は。

答弁(健康福祉部長)

PMHとは、「パブリック・メディカル・ハブ」のことで、デジタル庁が開発した、医療費助成などに係る情報を自治体や医療機関などで連携するシステムである。自治体がPMHに医療費助成の受給資格情報を登録することで、マイナ保険証と受給者証の連携が可能となり、受給者証を医療機関に持参する必要がなくなる。障がい者自立支援医療費、重度心身障がい者医療費、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費の各システムで管理している受給者データおよび健

康管理システムで管理している未熟児養育医療費に係るデータを、PMHに接続できるようにシステム改修を行う予定である。

小・中学校校務ネットワーク整備事業

(3,416万3千円)

通信使用量の増大に伴い、新たに小・中学校専用の校務ネットワークを整備します。

質疑(柳沢 暁 議員)

小・中学校統一したネットワークが必要なのか。

答弁(学校教育部長)

今回整備するネットワークは、主に教職員が使用している校務支援システムの利用に係るもので、当該システムは児童生徒の記録や成績の管理などに使用しており、市内での転校や小学校から中学校への進級時にも児童生徒の情報連携を行なっている。また、市教育委員会や小・中学校間での情報連絡などにも使用している。校務支援システムや情報連絡の中には、児童生徒の個人情報も含まれていることから、安全に利用できる小・中学校統一したネットワークが必要である。

○議案第38号 財産の取得について

羽生市消防団第5分団の消防ポンプ自動車を、埼玉消防機械株式会社より2,392万5千円で購入するものです。

質疑(田口さとる 議員)

価格の妥当性は。

答弁(消防長)

令和7年度に本市と同等仕様の車両を導入した近隣自治体の実績を調査したところ、2,300万円台から2,400万円台であった。本市の取得価格は、これら近隣自治体の事例と比較しても適正な水準にあるものと認識している。また、令和5年度に購入した第2分団車両と同等仕様の車両を、令和8年度に購入した場合の参考見積価格は約2,820万円、仕様に違いはあるが、今回の取得価格は近年の車両価格が高騰する市場環境下においても、適切な価格であるものと判断している。



○議案第33号 羽生市長の 給料の特例に関する条例

今任期中の市長の給料月額
の50%減額措置を行うため、
必要な事項を定めるものです。

質疑(昆 佳子 議員)

減額により見込まれる2、
018万5千円(年間約50
0万円)の使途の詳細は。

答弁(市長)

今回の削減した金額だけで、
特定の事業を指定し、持続可
能な政策や取り組みにつなげ
ることは困難であると予想さ
れる。しかし、公約とした「子
育て・福祉の充実」という方
向性は具現化したく、これら
の分野の一般財源充当分の一
部として、組み込んでいきたく
いと考えている。具体的には、
主に民生費全体に充当する財
源として位置づけて、子育て
支援の拡充や高齢者・障がい
者福祉の充実として包括的に
活用し、「子育て・福祉の充実」
を、推進していきたいと考え
ている。

質疑(川田真也 議員)

市長の給料を半減するにあ
たり職員への影響はないのか。

答弁(市長)

公務員である一般職の職員
は、地方公務員法に基づき、
人事院や県の人事委員会の勧
告に準拠して、その処遇が適
正に定められるべきものであ
る。一方で、市長という特別
職は、選挙による市民からの
負託を受け、市政の全責任を
「政治的立場」で担う存在で
あり、その性質は根本的に異
なるものである。したがって、
政治的決意としての市長の給
料削減が、職員の給与や手当
などの処遇に制度上影響を及
ぼすことはない。

議案第33号に 対する討論

※討論順に掲載

反対 川田真也 議員

本議案は市民に対し誠実さ
を欠き、市職員に強い不安を
抱かせるものであり、羽生市
の健全な行政運営および組織
の安定に寄与しないため反対
である。

賛成 島村 勉 議員

市長は選挙公約で、市長報
酬を月額50%減額するとして
いた。公約を実行することが、
政治家として大切であるので
賛成である。

反対 小林誠弥 議員

選挙チラシ等には「市長報
酬50%カット」と記載があっ
たが、「期末手当は対象外」
という記載はなかった。市民
の多くが期末手当も50%カッ
トと連想しており、本議案は
市民の理解と乖離しているた
め反対である。

賛成 昆 佳子 議員

今回の減額は、市職員に影
響を及ぼすものではなく、市
長自らの判断、責任において
実行するものであり、行政運
営に何ら支障をきたすことは
ない。市長が市民との約束を
果たす責任、また、市長自ら
が身を切る覚悟で市民生活に
寄り添っていくとの決意であ
り賛成である。

反対 駒宮圭吾 議員

予算削減規模は小さく市政
への影響は限定的である。市
長は仕事で結果を残すべきで
あり反対である。

賛成 中島直樹 議員

市長自身が身を削ることで
人々と痛みを分かち合い、各
種改革を断行するには必要な
ことである。市長の強い覚悟
の現れでもあると考え賛成で
ある。

議会の手引

委員会とは

市政については、質・量ともに複雑で専門的になってお
り、提出された議案などを分担して、専門的、能率的に審
査したり、調査・検討するための予備的審査機関として委
員会が設けられています。

1. 常任委員会

常任委員会は常設され、市
の事務に関する調査および
議案、請願等の審査を所管別
に受け持ち、調査結果を本会
議で報告します。本会議では、
この報告を参考にして最終
的な決定をします。

羽生市議会では、次の2つ
の委員会が設置されています。

○総務文教委員会

○都市民生委員会

2. 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図る
ことを目的とし、議会の運営
に関する事項、議会の会議規
則、委員会条例に関する事項、
議案・請願等の委員会の付託
先などを審査します。

また、議長の諮問機関とし
ての役割もあります。

3. 特別委員会

特別委員会は、特定の事項
を専門的・集中的に調査する
ため、必要な時に本会議の議
決により設けられ、調査の終
了や解決した時点で審査終
了となり、その特別委員会は
廃止となります。

羽生市議会では、現在、次
の特別委員会が設置されて
います。

○議会改革特別委員会

4. 議会広報委員会

議会で決定したことや開
催されたことなどを広く知
ってもらうため、定例会ごと
(年4回)に発行している「羽
生市きかいだより」や市ホー
ムページに掲載
する議会情報を
編集するための
委員会です。



6月定例会 審議案件と結果

●議決結果の公表について
議会改革の一環として、「市民に明確な意思表示をする」という目的のもと、議員自らの考えを分かりやすく市民に示す手段のひとつとして、各議員の表決結果を掲載しています。

新令和会…新令和 瑞藤会…瑞藤 公明党…公明 日本共産党…共産 無会派…無派
【賛成：○ 反対：× 退席：退 欠席：欠 除斥：除】

議案 番号	議 案 名	新 和 会					瑞 藤 会	公 明 党	共 産 党	無 会 派	無 会 派	無 会 派	無 会 派	無 会 派	無 会 派	審議結果
		小 林 誠 弥	小 野 田 和 男	西 山 文 由	松 本 敏 夫	丑 久 保 恒 行										

議員提出議案

議第3号	羽生市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
------	-------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------

※議長は表決に加わりません。

市長提出議案

第25号	専決処分承認を求めることについて（1） （令和7年度羽生市一般会計補正予算（第14号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
第26号	専決処分承認を求めることについて（2） （令和8年度羽生市一般会計補正予算（第1号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
第27号	専決処分承認を求めることについて（3） （羽生市税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	承認
第28号	専決処分承認を求めることについて（4） （羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	承認
第29号	専決処分承認を求めることについて（5） （羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	承認
第30号	専決処分承認を求めることについて（6） （羽生市印鑑条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	承認
第31号	令和8年度羽生市一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第32号	令和8年度羽生市一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第33号	羽生市長の給料の特例に関する条例	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	原案可決
第34号	羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第35号	羽生市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第36号	羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	原案可決
第37号	羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第38号	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第39号	令和8年度羽生市一般会計補正予算（第4号）	×	○	○	○	○	退	×	○	○	○	○	○	×	×	原案可決
第40号	副市長の選任につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	同意

議長は表決に加わりません。

羽生市議会の
ライブ中継と録画配信
をしています。

羽生市議会

検索

こちらの二次元コードからも
アクセスできます。



「羽生市ぎかいだより」は、毎年4回開催される定例会ごと
に発行しています。詳細に
わたって内容をお知りになり
たい方は、羽生市議会ホーム
ページをご覧ください。
羽生市議会ホームページで
は、市議会の概要をはじめ、
定例会や臨時会の本会議で行
われた一般質問や議案質疑の
内容、政務活動費の収支報告
一覧などを公開しております。
また、議会のインターネッ
ト中継もご覧いただけますの
で、是非ご利用ください。

議会の詳細は
市議会ホームページ
をどうぞ

常任委員会の審査概要

総務文教委員会

議案4件 可決

○議案第32号 令和8年度羽生市一般会計補正予算第3号

問 自治体情報システム標準化事業が、令和8年7月までに実施できなかった理由は。

答 システム標準化を実施済みの自治体において、税金や各種証明等に誤りが発生していることなどから、令和8年度中の実施は困難と判断したものである。

○議案第34号 羽生市部活動地域展開検討委員会設置条例

問 検討委員会の開催時期や、その後の地域展開に向けてのスケジュールは。

答 令和8年8月上旬頃に第1回目の検討委員会を開催し、令和8年10月を目的に、対象種目を1、2種目に絞り地域展開を開始したいと考えている。令和8年度の一部実施を踏まえて、検討、改善し、令和10年度末までに休日における部活動が地域展開できるよう進めていきたい。

都市民生委員会

議案4件 可決

○議案第36号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

問 理学療法士や言語聴覚士などを保育士とみなすことができるのとのだが、保育の安全性は確保できるのか。

答 前提条件として、保育士との協働や、保育士による支援を受けられる体制が確保されていることがある。なお、現在において本市でこの事業に該当する事業所はない。

○議案第38号 財産の取得について

問 入札状況及び落札者の実績を伺う。

答 指名競争入札を実施し、指名業者は7者、うち3者からの応札があり、埼玉消防機械株式会社花落札したものである。落札者の羽生市での実績は、ドローンや消防用ホースなど消防資機材の納入及び、資機材等の修理がある。

次回

9月定例会の日程

日	月	火	水	木	金	土
9/6	7 本会議（開会日）	8 休会	9 休会	10 休会	11 休会	12 休会
13 休会	14 休会	15 本会議（議案質疑）	16 本会議（一般質問）	17 本会議（一般質問）	18 本会議（一般質問）	19 休会
20 休会	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24 常任委員会	25 常任委員会	26 休会
27 休会	28 常任委員会	29 常任委員会	30 休会	10/1 休会	2 休会	3 休会
4 休会	5 休会	6 本会議（閉会日）	7	8	9	10

本会議・各常任委員会は9時30分から開会します。
本会議の傍聴は市役所5階で、常任委員会の傍聴は市役所4階で受付しています。
なお、委員会開会後の入退室は、休憩中をお願いします。
本会議の様子はインターネットでもご覧いただけます。



6月定例会傍聴者数

・本会議

7月2日・・・18人

13日・・・23人

14日・・・28人

15日・・・5人

16日・・・2人

23日・・・4人

計 80人でした。

・常任委員会

7月17日・・・3人

計 3人でした。

《議会広報委員会》

委員長 丑久保 恒行

副委員長 野中 一城

委員 西山 文由

委員 田口 さとる

委員 中島 直樹

ご意見などを

議会広報委員会まで

☎048(561)1121

(内線) 513

